

柏崎刈羽原子力発電所 中越沖地震以降の火災に対する国、県、市からの指導

平成21年10月7日
東京電力株式会社

番号	発生日	事象	対策	国指導	県指導	市指導
1	平成19年9月20日	1号機原子炉建屋屋上南東コーナーに設置した仮設クーラーの電源ケーブルのコネクタ一部不良より過熱、発火。 	プラグ式コネクタの持込前及び定期点検と共に日常点検を行う。	—	—	—
2	平成19年12月12日	1号機CVケーブル洞道内において、誤ってこぼしたコンクリート補修材廃液(有機溶剤)が仮設電源用ダウンスのコンセントプラグにかかり、短絡・スパークし有機溶剤に引火。 	有機溶剤を運搬する際に密閉性容器を使用するよう構内ルールでの再教育等を行う。	—	—	—
3	平成20年7月1日	アーク溶接作業準備のため、溶接棒乾燥器内に養生用テープが混入していたが乾燥器内部を十分に確認せず、溶接棒乾燥器に電源を入れて溶接棒を乾燥中、煙に気づき乾燥器を開けたところ発煙と乾燥器内部の発火。 	電気乾燥器の電源投入前に内部点検を実施するよう点検表に追記すると共に、電気乾燥器に異物混入防止の注意喚起表示を行う。	—	—	—
4	平成20年7月22日	無停電源装置の電源を仮設より本設へ切り替え作業時、無停電源装置内の変圧器より発煙を確認。 	トランス製造時の設計に放熱の配慮がなかったことから、製造時の温度試験により規格内であることを確認する。	—	—	—
5	平成20年11月22日	洗浄機を使用して低圧タービンロータを洗浄していたところ、洗浄液に引火し火災が発生。危険物を取り扱っているという認識がなく、防爆構造機器ではない洗浄機を使用し危険物(洗浄液)を噴射したため、電源を投入した際の火花が洗浄液に引火し発火した。 	危険物取り扱いルールの改善及び防火教育の徹底等を行う。	【平成20年11月28日】 原因と再発防止対策について徹底した検討と速やかな報告。 火災の影響を受けた可能性のある機器について、性能等への影響の有無、健全性の確認とその報告。	【平成20年12月2日】 相次ぐ火災や事故に関して、原因を徹底的に調査し、再発防止対策を講じるとともに、構内協力企業も含まれた作業員への安全教育や環境整備など、安全管理を徹底するよう申し入れた。	【平成20年11月26日】 火災等事故防止の徹底について(通知) 指導事項 ・消防法及び柏崎市火災予防条例の遵守。 ・社員及び協力企業の従業員等への防火教育の徹底。
6	平成20年12月8日	配管サポートの耐震強化工事のために溶接作業を行っていたところ、溶接棒の送り出し装置の回路の過熱より発煙。発煙を把握し初期消火活動を実施した者が、中央制御室に連絡しなかったため、消防への通報が遅れた。 	工事用機材であるワイヤ送給装置の使用 前点検及び通報連絡の徹底に関する教育等を行う。	【平成20年12月9日】 火災発生と通報に時間を要した原因、再発防止対策について、調達管理のあり方を含めた徹底した検討と速やかな報告。 【平成20年12月9日】 現地立入検査の実施。	—	【平成20年12月11日】 口頭指導。 ・火災の発生と通報遅れに対する注意、社員及び協力企業の作業員に対する実効性ある防火教育の実施。 【平成21年1月28日】 第1回防火安全対策協議会の開催。
7	平成21年2月9日	避雷鉄塔の航空障害灯が点灯していないことを確認したため、航空障害灯の電球交換を行うため屋外設置の制御盤内部を確認したところ、保安器(異常電圧時に機器を保護する装置)が焼損した。落雷により過電流が流れたものと推定。 	焼損した保安器と制御基盤を取り替えた。	—	—	—

柏崎刈羽原子力発電所 中越沖地震以降の火災に対する国、県、市からの指導

平成21年10月7日
東京電力株式会社

番号	発生日	事象	対策	国指導	県指導	市指導
8	平成21年3月5日	<p>原子炉隔離時冷却系ポンプ分解点検の分解したパーツの手入れを行う準備作業で、分解作業で使用する危険物(洗浄液)を一斗缶からオイラーに移し替える作業を保管箱の中で実施中、同保管箱の中にあったポリ袋(エタノール缶が入った)をずらした際に静電気により発火。</p> 	<p>○改善計画の策定 防護区域内に保管されている第一石油類(PT剤等)、第二石油類(塗料等)等可燃性に高いものを一旦全量防護区域から搬出し、その後の使用は一日の使用予定量のみ申請後持ち込むこととする。 また、その取り扱いは防火教育受講終了者が行うこととし、作業にあたっては防爆型の扇風機または局所送排風機を設置・運転し、換気を十分に行う。</p>	<p>【平成21年3月5日】 再発防止対策の徹底指示にかかわらず、火災発生したことに対する嚴重注意。 火災の発生原因及び再発防止対策についての検討と速やかな報告。 【平成21年3月6日】 現地立入検査の実施。</p>	<p>【平成21年3月5日】 再三にわたる安全管理の徹底を要請したが、火災が発生したため速やかな原因の究明と再発防止対策の徹底の申し入れた。</p>	<p>【平成21年3月6日】 消防法第8条第4項 防火対象物の防火管理業務適正執行命令 命令事項 ・火気作業、危険物取扱い作業の見直し。 ・上記作業の改善計画書の提出。 【平成21年3月14日】 東京電力職員及び元請・下請け企業職長に対し、防火安全講習会の実施。 【平成21年3月26日】 第2回防火安全対策協議会の実施。 【平成21年3月27日】 防火対象物の防火管理業務適正執行命令の解除</p>
9	平成21年4月11日	<p>予備倉庫(周辺防護区域外)で火災検知器が作動したことから、現場確認したところ空調機のファンベルトが切れてその下部にある加熱装置上部の保護カバー上に落ち、熱せられたことから発煙。</p> 	<p>○防火体制の強化 各建屋に設置されている副防火管理者が、管理する建物の予防管理、設備管理・運用管理を一元的に管理する体制とした。また、発電設備以外の区域に対する防火管理者補佐を副防火管理者の上位職(部長)とした。 建築グループに、組織強化として設備の知識を有する者で構成される専門チームを作り、協力企業とともに一般設備の維持・管理を行う。 防火に関する専門家として、工事主管箇所の実施業務の監視、指導・助言、作業中止命令などを行うため、危険物全体を統括する専門家に加え、電気機械の知識をもった防災安全担当を設置し、防火活動の評価、チェックを行わせる。 また、類似機器の総点検を実施した。</p>	<p>【平成21年4月13日】 再発防止対策の徹底指示にかかわらず、火災発生したことに対する嚴重注意。 火災の発生原因及び再発防止対策についての検討と速やかな報告。 これまでの火災対策の徹底と、火災防止に万全を期すことの指示。 【平成21年4月27日】 火災対策の状況調査の実施。</p>	<p>【平成21年4月13日】 火災の多発に対する申し入れ ・施設設備等の点検や作業体制の見直し。 ・火災防止に関する命令系統や責任の所在明確化。 ・上記に関する原因と対策の実施。 【平成21年4月21日】 火災防止対策の徹底の要請。 東電の火災再発防止対策に対する有識者の改善指導事項の検討と火災防止対策の徹底要請。 【平成21年4月23日】 知事コメント 東電からの防火計画を了解とする。ただし、計画の運用に万全を期すこと、計画が完全無欠であるとの先入観を持たず、ヒヤリ、ハット事例の度に改善努力する不断の改善を求める。</p>	<p>【平成21年4月12日】 火災の再発防止の徹底について(指示) 指示事項 ・本火災の発生原因を究明し、報告。 ・類似機器の総点検を行い、その結果報告、火災の再発防止対策を講じること。 ◎5月18日の週から毎週1回の臨検の実施。</p>
10	平成21年8月31日	<p>屋外(周辺防護区域外)の建設機械のエンジンユニット内のバッテリー上に置かれたコントロールボックス(金属製)と燃料ホースの間で短絡し、燃料ホースから漏れた燃料(軽油)に着火した。</p> 	<p>火災発生のリスクを伴う工事用機械に関する、作業前点検チェックシートに安全上・火災防止上の重要なポイントをチェック項目として追加して、そのチェックシートに基づいて点検する。 火災発生のリスクを伴う工事用機械を使用する作業員に対し、取扱説明書等に基づき、安全上・火災防止上の重要なポイントについて必要な教育を実施する。 作業開始前の安全確認において、火気作業および危険物取扱作業ではない場合でも、「火災」をキーワードの一つとして取り上げ、複数の目でチェックを行う。 また、工事用機器の総点検を実施した。</p>	<p>—</p>	<p>【平成21年9月1日】 発電所内で発生した建設機械火災への対応について(要請) 1 発火原因について、詳細な調査を早急に行うこと。 2 調査結果を踏まえ、再発防止策を講じるとともに、関連する機器にも必要な対策を行うこと。</p>	<p>【平成21年8月31日】 口頭指導 ・発電所内では作業機器の使用前点検をしっかりと行って、火災の防止に努めること。</p>